

2011年 8月 4日

徳島大学産学官連携推進部長  
福井 萬壽夫 殿

徳島大学教職員労働組合 中央執行委員長  
葭森 健介

## 総務・財務担当理事（副学長）の兼業に関する学長の回答について

拝啓

先般ご承知のことかと存じますが、本学の現職の総務財務担当理事（副学長）が、女子美術大学の理事を兼業されております。

徳島大学兼業規則では「第 32 条の 2 項にて、「学校法人の役員（理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合」は原則として許可しないとされております。加えて、競合する他大学に理事として兼業することは利益相反の観点からも決して容認されるべきことではないと思われますので、別紙 1 のとおり学長宛に質問状を送りましたところ、学長名で別紙 2 のような回答がありました。

学長からの回答の要旨は、以下のようなものでした。

- ① 本件兼業は利益相反に該当しない。その理由としては、
  - ・ 兼業先が非営利団体である大学であるから。
  - ・ 兼業の業務内容が「大学運営上の様々な教育問題等について、幅広い見地から指導、助言を行うもの」であるから。
  - ・ 美術大学なので、教育研究上の競合関係にないから。
  - ・ 無報酬であるから。
- ② 徳島大学兼業規則において「理事の兼業」が明文をもって原則禁止とされているにもかかわらず、許可することができる。
  - ・ 理由：教育基本法の改正により、社会貢献が大学の役割として明記されたから。
- ③ 利益相反ではないと学長が判断したので、利益相反についての審査や、役員会規則第 5 条に基づく役員会の承認を経ていない。
  - ・ 営利企業への役員兼業等は利益相反の審査を行い、役員会に報告しているが、そのほかは兼業の手続きのみしている。

このような回答は、私達一般教職員が常日頃、産学官連携推進部より受けている説明と

大きく食い違うものであると思われます。このような解釈や運用が正しいということになると、学校法人を含む非営利団体の理事兼業については利益相反の審査をしなくてよいということになり、今後の利益相反や兼業についての手続き一般が大きな影響を受けるのではないかと危惧します。

そこで、今回の学長からの回答について、それが利益相反や兼業についての解釈や運用として妥当なものであるか否かについて、利益相反に関する専門機関としての貴推進部のご見解を伺いたいと存じます。

たいへんお忙しい中恐縮ですが、事の重大さにかんがみて、おおむね2週間程度でご回答を頂ければ幸いです。私どもとしましても、高い倫理観とコンプライアンスの精神に基づく公正な大学運営のために尽力する所存です。よろしく願いいたします。

敬具